

求職者紹介に関する基本契約書

(以下、「甲」という)及び株式会社UMITTO(以下、「乙」という)とは、職業安定法に基づく新規求職者(以下、「求職者」という)紹介に関して、以下のとおり基本契約を締結する。

第1条 (求職者の紹介)

甲及び乙は、職業安定法の定めに従い、求職者の紹介に関する以下に定める業務及びこれに付随する業務(以下、合わせて「本件業務」という)を行う。

- (1) 甲は、本件業務に関する求人票作成のため、乙に対し、必要な情報を提供する。
- (2) 乙は、前号の求人票に基づき、甲の雇用条件に適合可能性があり、かつ甲に応募する意思のある求職者を甲に対して紹介する。
- (3) 甲は、乙及び求職者が提出したキャリアシート、履歴書、職務経歴書その他の応募書類(以下、総称して「応募書類等」という)は、当該求職者の責任において作成するものであることを確認する。
- (4) 甲は、本契約の有効期間中及び本契約終了後1年間、乙に対して通知することなく、求職者と直接連絡をとり、または求職者を採用してはならない。ただし、甲が本契約に基づき乙の紹介により求職者を採用した場合は除くものとする。
- (5) 甲は、乙が紹介した求職者について採用を決定した場合は、甲が採用を決定した求職者(以下、「採用決定者」という)に対して交付する労働条件明示書面またはこれにかわる文書を乙に交付する。
- (6) 前号において、採用決定者が甲への入社を希望した場合、乙は甲に対し、採用決定者の氏名、職種、雇用形態、入社予定日、及び想定年収等を明示した申込書(以下「申込書」という。)を発行し、甲はこれに記名捺印の上乙に返送する。

第2条 (紹介手数料)

甲は、前条の規定に基づき乙から紹介された求職者が入社に至った場合、乙に対し、下記の紹介手数料を支払う。紹介手数料は採用決定者毎にこれを決定し、申込書に明示する。

想定年収の30%(消費税別)

2. 常勤職員の紹介手数料算定の基礎となる「想定年収」とは、基本給に通勤手当を除く一切の諸手当(所定外労働手当含む)を加算した月給相当額の12ヶ月分と、賞与算定基準額に前年度実績賞与支給月数を乗じた賞与想定額を加算した金額とする。但し、年俸制を採用する場合は年俸額とする。
3. 非常勤職員の紹介手数料算定の基礎となる「想定年収」とは、時間給相当額に週当たりの稼働時間乗じた金額の52週分とする。
4. 雇用時の契約において非常勤として採用しても、予め常勤職員になる時期が確定している場合、常勤職員の紹介手数料がかかる。
5. 前項の場合を除き、採用決定者の入社後3ヶ月以内に採用決定者の就業形態に変更が生じた場合は、変更後の就業形態に応じて紹介手数料を算出し、甲及び乙はあらかじめ定めた紹介手数料の差額を相手方に支払う。なお、その場合、甲は、採用決定者の就業形態変更後の条件にて再度発行した申込書をあらかじめ乙に提出しなければならない。
6. 甲は、本契約の有効中及び本契約の終了後1年間について、乙が紹介した求職者を採用しようとする場合は乙にその旨を通知する。甲が乙に通知することなく求職者を採用した場合は、本条1項に基づき乙に紹介手数料を支払わなければならない。
7. 乙は、採用決定者の甲への入社日以降速やかに紹介手数料の請求書を甲に発行する。
8. 甲は、入社日の翌月末までに、乙指定の金融機関口座に紹介手数料を振込んで支払う。なお振込手数料は、甲が負担する。
9. 前各項の条件を適用しない場合は、甲乙間で別途合意の上、申込書に合意内容を記載する。

第3条 (採用決定者の退職等)

乙は、甲に対して紹介した採用決定者が入社日から90以内に自己都合により退職、または懲戒解雇された場合、甲から受領した紹介手数料を雇用期間に応じて以下の通り返還する。本条によるほか、いかなる場合でも紹介手数料の返還または減額はされない。ただし甲の責による解雇、甲に起因する退職、採用決定者の死亡、天災事変等の不測の事態、その他甲乙協議の上、乙の免責が合理的と判断される事由の場合は返還の適用を除外する。尚、当該退職等が甲による紹介手数料の支払い前であっても、甲の支払債務は消滅しない。

30日以内の場合、紹介手数料の80%

60日以内の場合、紹介手数料の50%

90日以内の場合、紹介手数料の20%

2. 採用決定者が入社日までに内定を辞退した場合、乙は、前条の紹介手数料の請求を行わない。
3. 前各項の条件を適用しない場合は、甲乙間で別途合意の上、申込書に合意内容を記載する。